

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>子ども・子育て支援新制度の施行に伴う幼保連携型認定こども園に対する税制上の所要の措置</p> <p>(国 11)(法人税：義)(所得税、登録免許税、相続税、贈与税、関税：外)</p> <p>(地 11)(法人住民税、事業税：義、個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税：外)</p> <p style="text-align: right;"><b>【新設】</b></p>
2	要望の内容	<p>○平成 24 年 8 月、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連 3 法が成立し、これらに基づき「子ども・子育て支援新制度」を構築することとなった。新制度の下では、</p> <p>①認定こども園の一類型である「幼保連携型認定こども園」について、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設として、認可・指導監督権限を一本化し、その普及を図ること</p> <p>②認定こども園・幼稚園・保育所に共通する給付である「施設型給付」や、小規模保育等への給付である「地域型保育給付」を創設すること</p> <p>③病児・病後児保育事業やファミリー・サポート・センター事業など、13 の事業を「地域子ども・子育て支援事業」として、財政支援等を行うこと等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行うこととしている。</p> <p>○新制度の本格施行は、消費税率引上げの時期を踏まえて早ければ平成 27 年 4 月を想定して準備作業を進めているところ。</p> <p>○以上を踏まえ、①の新たな幼保連携型認定こども園について、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持ち教育・保育を一体的に提供するものであることから、幼稚園・保育所と同等の税制措置を講ずることを要望する。</p>
3	担当部局	担当：初等中等教育局幼児教育課
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>子どもや子育てをめぐる環境の現実が厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立を感じる家庭も少なくなく、また多くの待機児童が生じている地域がある一方で子どもが減少している地域もある。こうした問題に対処するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供</li> <li>・保育の量的拡大・確保（待機児童の解消、地域の保育を支援）</li> <li>・地域の子ども・子育て支援の充実</li> </ul> <p>等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行う。</p>

		<p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）</li> </ul> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（改正後）</li> </ul> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること並びに我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様なものとなっていることに鑑み、地域における創意工夫を生かしつつ、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するための措置を講じ、もって地域において子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的とする。</p>															
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり</p> <p>施策目標 2-9 幼児教育の振興</p> <p>政策目標 6 私学の振興</p> <p>施策目標 6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興</p>															
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>幼保連携型認定こども園に対する税制措置を講じ、幼稚園、保育所と同等にすることにより、幼保連携型認定こども園への円滑な参入・移行を推進すること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>幼保連携型認定こども園の増加数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>事業者の幼保連携型認定こども園への参入・移行が進むことで、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供が実現されていくとともに、保育の量的拡大・確保の促進にもつながり、子ども・子育て支援が推進される。</p>															
有効性等	① 適用数等	<p>対象となる施設数等については、詳細な制度設計が決まった後に設置者・事業者が参入を判断することになるため、現時点で具体的な適用数を予測することは困難である。</p> <p>【参考】</p> <p>近年、幼保連携型認定こども園の認定件数は次のとおり推移している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>認定こども園の数</th> <th>うち幼保連携型の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 22 年 4 月</td> <td>532</td> <td>241</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年 4 月</td> <td>762</td> <td>406</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年 4 月</td> <td>909</td> <td>486</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年 4 月</td> <td>1099</td> <td>594</td> </tr> </tbody> </table>		認定こども園の数	うち幼保連携型の数	平成 22 年 4 月	532	241	平成 23 年 4 月	762	406	平成 24 年 4 月	909	486	平成 25 年 4 月	1099	594
		認定こども園の数	うち幼保連携型の数														
平成 22 年 4 月	532	241															
平成 23 年 4 月	762	406															
平成 24 年 4 月	909	486															
平成 25 年 4 月	1099	594															
② 減収額	<p>－（ただし、幼保連携型認定こども園は、現行（法施行前）の税制下においては、幼稚園又は保育所として税制措置がなされているものである。このため、幼保連携型認定こども園又は幼稚園、保育所等の施設の類型に関わらず税制措置がとられることを考慮すれば、本措置による大きな減収はないものと考えられる。）</p>																

		③: 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: —)</p> <p>幼保連携型認定こども園に対する税制措置により、事業者の移行・参入が円滑に進み、幼保連携型認定こども園が増加することにより、子ども・子育て支援策が推進される。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: —)</p> <p>—</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: —)</p> <p>非課税措置が講じられている幼稚園、保育所との不均衡から、事業者が幼稚園、保育所を選択したり、また幼保連携型認定こども園への移行を行わないなどの状況が想定され、参入・移行が円滑に進まないことが懸念される。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: —)</p> <p>8②のように本措置による大きな減収が認められないことから、本措置により幼保連携型認定こども園が増加することは十分な効果を有すると考えられる。</p>
9	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>就学前教育、保育を提供する幼稚園・保育所等が、その担う高い公益性から税制措置を講じられていることからすれば、類似の役割・機能を担う幼保連携型認定こども園に対する税制措置も、有効かつ必要最小限の措置であると言える。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>新制度においては、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(施設型給付)を創設し、基準等を満たした施設への財政措置を行うこととしている。幼稚園、保育所に対して、それらの財政措置と併せて税制上の措置が講じられていることを鑑みれば、学校及び児童福祉施設である幼保連携型認定こども園についても、幼稚園及び保育所と同様の措置を講じることが必要である。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本措置は、幼保連携型認定こども園について幼稚園、保育所と同等の税制措置を講じるものであり、これらの所在する地域を問わないものである。なお、新制度は、基礎自治体である市町村が実施主体となり、地域における教育・保育の需要を確実に把握した上で、認可を受けた施設や事業による教育・保育の計画的整備に取り組むものであり、その際幼保連携型認定こども園を中心とする認定こども園を積極的に活用していくことが強く期待される。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年8月